

共有者不明農用地等に係る公示

下記共有者不明農用地等は農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第21条の2第2項による探索を行ってもなお共有者不明農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができないため、同法第21条の3の規定に基づき定めようとする農用地利用集積計画と併せて公示する。

令和3年7月26日

川西町農業委員会
会長 大沼藤



記

1. 共有者不明農用地等の所在等

共有者不明農用地等の所在・地番	地目	面積 (㎡)	権利の種類	利用内容	賃借の相手方	始期	存続期間 (年)	借賃 (円/10a)	支払方法
川西町大字玉庭 字中里2294	田	2,015	賃借権	水田	公益財団法人 やまがた農業 支援センター	R4.4.1	10	6,000	口座振込
川西町大字玉庭 字中里2296	田	829	賃借権	水田	同上	R3.4.1	10	6,000	口座振込

- この公示は、共有者不明農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知できないことから行うものである。
- 当該共有者不明農用地等について、1及び農用地利用集積計画に定めるところにより、農地中間管理機構が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けるものである。
- 当該共有者不明農用地等の不確知共有者は、この公示の日から起算して6か月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農用地についての権限を証する書類を添えて農業委員会に申し出て、農用地利用集積計画又は3に掲げる事項について異議を述べることができる。
 - 申出を行う者の氏名・住所（法人にあっては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名）
 - 当該農用地の所在、地番、地目、面積
 - 当該申出の趣旨
- 不確知共有者がこの公示があった日から起算して6か月以内に異議を述べなかった場合には、同法第21条の4の規定に基づき、農用地利用集積計画について同意をしたものとみなす。
- （※）当該農用地については、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業である機構関連事業（土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業をいう。）が行われることがある。機構関連事業の内容、留意事項については以下のとおり。
 - 機構関連事業の対象となる農用地等は、農地中間管理機構の借受期間が機構関連事業の計画の決定（公告）時から15年以上あるものである。

整理番号

※ 15年以上とは、機構の借受期間が機構関連事業の計画の決定(公告)時から15年以上あるものです。